

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)2 月 20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 2 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

（民事法）

【1】統合失調症の治療のため精神科病院に任意入院をした患者が無断離院をして自殺した場合において、上記病院の設置者に無断離院の防止策についての説明義務違反があったとはいえないとされた事例(令和 5 年 1 月 27 日最高裁)

参照条文等:民法 415 条

キーワード:説明義務違反 無断離院 統合失調症の患者

【2】令和 2 年総務省令第 82 号(開示請求できる発信者情報に発信者の電話番号を追加するもの)の施行前に特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者は上記施行後に発信者の電話番号の開示を請求することができるかと判示(令和 5 年 1 月 30日最高裁)

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 4 条 1 項(令和 3 年法律第 27 号改正前)

キーワード:開示請求 発信者の電話番号 総務省令第 82 号施行前

【3】X 所有の商業ビルの一画を店舗として賃貸した Y が期間満了前に一方的に賃貸契約を打ち切ったとして X が違約金、未払費用、原状回復費用等を請求したが、X 側に補助参加したテナント誘致業者 Z に Y への説明義務違反を認め違約金請求額を減額して認容(令和 3 年 3 月 17 日高松高裁)

参照条文等:民法 1 条 2 項、3 項

キーワード:テナント誘致業者 説明義務違反 契約終了に伴う違約金の減額

【4】適格消費者団体 X が、10年間の消火器リース契約に基づく訪問販売を行う Y らに対し、契約条項の一部又は全部は消費者契約法 10条により無効と主張し、本件契約条項の一部又は全部を内容とする意思表示の停止等を求めたXの請求全部が認容された事案(令和 3 年 3 月 30日仙台地裁)

参照条文等:消費者契約法 8 条 1 項 1 号、9 条 1 号、10条、12 条 3 項、特定商取引法 10条 1 項 3 号、4 号、58 条の 18 第 1 項 1 号イ、ハ、2 号、2 項 2 号、景品表示法 30条 1 項 1 号、2 号

キーワード:消費者契約法 10条 意思表示の停止 訪問販売

【5】ペットの犬が手術中に死亡したため、原告らが獣医師の過失、手術事故に関わる説明義務違反等を理由に損害賠償を求めた事案で、ペットの死亡による精神的損害も賠償の対象となる等として慰謝料 10万円のほか葬儀用等合計約 81 万円の支払を認めた(令和 3 年 10月 20日大阪地裁)

参照条文等:民法 656 条、709 条、国家賠償法 1 条

キーワード:ペットの死亡 精神的損害 葬儀費用

【6】第三者供賄罪で起訴された公立病院医師である原告が「委託料でキャバクラ」「会議費名目で流用」といった新聞記事により名誉を棄損されたとして慰謝料等を求めたところ、記事の真実性、相当性が認められないとして慰謝料等 110万円の支払が命じられた事案(令和 3 年 10月 29 日名古屋地裁)

参照条文等:民法 709 条、710条、723 条

キーワード:名誉棄損 新聞記事 第三者供賄罪

【7】東日本高速道路株式会社 X の管理する高速道路において、Y の保有する車両が関与して発生した多重事故でガードケーブル支柱が損傷したため、X が Y に請求した道路法 58 条 1 項に基づき原因者負担金として損傷等の機能復旧費用約 52 万円が認容された事例(令和 3 年 12 月 3 日東京地裁)

参照条文等:道路整備特別措置法 40 条 1 項、道路法 58 条 1 項

キーワード:道路法 58 条 高速道路 機能復旧費用

【8】X は事業者向けファクタリング業を営む会社 Y との間で締結した請負代金債権 575 万円分を 500 万円で譲渡する売買契約は、貸金業法等に違反し無効として差額 75 万円の支払を求めたが、金銭の貸付に該当しないとして X の請求を棄却した(令和 3 年 12 月 15 日東京地裁)

参照条文等:民法 90 条、貸金業法 2 条 1 項、出資法 7 条

キーワード:ファクタリング業 貸金業法違反 債権の売買契約

【9】陸上自衛隊の教育課程に入校した自衛官 A が自殺したことについて同自衛官の両親 X らが、自殺の原因は指導に当たった自衛官 Y1・Y2 の暴力的、威圧的ないじめや嫌がらせ行為にあると主張して国に対し損害賠償請求を求め、請求の一部が認容された事例(令和 4 年 1 月 19 日熊本地裁)

参照条文等:民法 709 条、715 条、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:自衛官 自殺 いじめ 嫌がらせ

【10】Z 株式会社の株主である X が、Z 社が金銭を騙し取られた取引に関する担当取締役 Y らの判断に善管注意義務ないし忠実義務に違反する任務懈怠があったとして Z 社に生じた損害賠償を Y らに求めた株主代表訴訟において、X の請求が棄却された事例(令和 4 年 5 月 20 日大阪地裁)

参照条文等:会社法 847 条 3 項、423 条 1 項

キーワード:善管注意義務等違反 株主代表訴訟 取締役

(商事法)

【11】Y2 の韓国所在関連会社の業務執行に関し、刑法上の業務上背任罪及び賄賂供用罪の有罪判決が確定した Y1 を解任する議案が Y2 社定時株主総会で否決されたため、株主 X が会社法 854 条 1 項 1 号に基づき解任を請求したが棄却された事例(令和 3 年 4 月 22 日東京地裁)

参照条文等:会社法 854 条 1 項 1 号、2 項

キーワード:有罪判決 韓国 解任請求権

【12】非公開会社 Y は定款に議決権行使の代理人資格を株主に限る旨を定めているが、株主 X は定時株主総会で株主ではない代理人 A 弁護士による議決権行使が認められなかったため、会社法 831 条 1 項 1 号に基づき取消しを求め、請求が認容された(令和 3 年 11 月 25 日東京地裁)

参照条文等:会社法 310 条 1 項、831 条 1 項 1 号

キーワード:代理人資格の制限 株主でない代理人、総会決議の取り消し

(知的財産)

【13】原告は「DIC カラーガイド PART2(第 4 版)2251」を商標とし、指定商品を第 16 類「鉛筆」等として商標登録出願したが、拒絶査定を受けたので不服審判を請求したところ特許庁が不成立審決をしたので取消しを求める本件訴訟を提起したところ棄却された事案(令和 5 年 1 月 27 日知財高裁)

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード:商標登録 拒絶査定 不服審判

【14】発明の名称を「プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン 9 型(PCSK9)に対する抗原結合タンパク質」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本件発明は

サポート要件に適合するとは認められないとして審決を取消した事案(令和 5 年 1 月 26 日知財高裁)

参照条文等:特許法 36 条 6 項 1 号

キーワード:特許無効 サポート要件

【15】原告は商標を「HEAVEN」とし第 43 類「ホストクラブにおける飲食物の提供又はこれに関する助言・相談若しくは情報の提供」等を指定役務とする商標登録出願したが拒絶査定を受け不服審判請求も不成立となった。そのため審決取消しを求め本件訴訟を提起したが棄却された(令和 5 年 1 月 31 日知財高裁)

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード:類似商標 外観・称呼・観念

【16】発明の名称を「空調服の空気排出口調整機構、空調服の服本体及び空調服」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件相違点に係る本件発明 3 の構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当として審決を取消しした事案(令和 5 年 2 月 7 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:容易想到性 被服 技術分野

(民事手続)

【17】破産管財人が、別除権を有する者に対して破産者を債務者とする別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をしたときは、その承認は被担保債権の消滅時効を中断する効力を有すると判示(令和 5 年 2 月 1 日最高裁)

参照条文等:民法 156 条、破産法 78 条 1 項、44 条、78 条 2 項 14 号

キーワード:破産管財人 債務承認 時効中断

(刑事法)

【18】暴力団対策法は暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行うこと等により市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的としており、この目的は正当で、同法の規制はこの目的達成のために必要かつ合理的であり、指定暴力団員につき合理的な理由のない差別をするものではないと判示(令和 5 年 1 月 23 日最高裁)

参照条文等:暴力団対策法 11 条 2 項、46 条 1 号、憲法 14 条 1 項

キーワード:暴力団対策法 目的 差別

【19】地方検察庁に属する検察官が区検察庁の検察官の事務取扱いとして保管記録の閲覧に関する処分をした場合、当該処分に対する準抗告の申立ての管轄裁判所は、当該区検察庁の対応する簡易裁判所であると判示し、「管轄裁判所が東京地方裁判所である」として準抗告を棄却した原決定を取消し、東京簡易裁判所に差戻した(令和 5 年 1 月 30 日最高裁)

参照条文等:刑事確定訴訟記録法 2 条 1 項、4 条 1 項、2 項、8 条 1 項、検察庁法 2 条 1 項、12 条

キーワード:刑事確定訴訟記録 閲覧一部不許可処分 管轄裁判所

【20】強盗殺人の罪で起訴された被告が解離性同一性障害に罹患していたことからその責任能力が争点となった。控訴審は、被告人の善悪の判断能力や行動の制御能力が著しく低下していないとして、完全責任能力を認めて無期懲役に処した原判決の判決の認定、判断に誤りはないとして、控訴を棄却した(令和 1 年 12 月 12 日大阪高裁)

参照条文等:刑法 39 条 2 項、240 条後段、刑訴法 396 条

キーワード:責任能力 解離性同一性障害

【21】被告人の撮影した動画が被害者の胸部や臀部を強調していないとしても、被害者や周囲からみて衣服で隠されている下着又は身体を撮影しようとしていると判断されるものについては禁止行為に当たると

し、迷惑防止条例違反に当たらないとした原判決を破棄し懲役 8 月に処した(令和 4 年 1 月 12 日東京高裁)

参照条文等:公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和 37 年東京都条例第 103 号)5 条 1 項 3 号、8 条 1 項 2 号

キーワード:盗撮 禁止行為 被害者や周囲の人からみでの判断

【22】被告人らは金品強奪目的で被害者方に侵入し被害者を緊縛し暴行を加えた結果、被害者を窒息死させた事案。原判決は死因を被害者の慢性心不全の急性増悪に求め、刑を酌量減輕したが、本判決は被告人らが行為の危険性を認識していたとして原判決を破棄し差戻した(令和 5 年 1 月 25 日東京高裁)

参照条文等:刑法 240 条、130 条、400 条

キーワード:死因 行為の危険性 意思決定への非難

(公法)

【23】令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙当時、衆議院比例代表選出議員の選挙に関する公職選挙法(令和 4 年法律第 89 号による改正前のもの)13 条 2 項及び別表第 2、86 条の 2 並びに 95 条の 2 は憲法 14 条 1 項等に違反しない(令和 5 年 1 月 20 日最高裁)

参照条文等:憲法 14 条、公職選挙法 13 条 2 項

キーワード:一票の格差

【24】令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和 4 年法律第 89 号による改正前のもの)13 条 1 項、別表第 1 の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割は憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえ憲法 14 条 1 項等に違反しない(令和 5 年 1 月 25 日最高裁)

参照条文等:憲法 14 条、公職選挙法 13 条 1 項

キーワード:一票の格差 選挙区割り 投票価値の平等

【25】令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和 4 年法律第 89 号による改正前のもの)13 条 1 項、別表第 1 の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割は憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえ憲法 14 条 1 項等に違反しない(令和 5 年 1 月 25 日最高裁)

参照条文等:憲法 14 条、公職選挙法 13 条 1 項

キーワード:一票の格差 選挙区割り 投票価値の平等

【26】宗教法人 X が処分行政庁から所有する不動産の一部につき固定資産税等の各賦課決定処分を受けたことから、本件課税部分は地方税法 348 条 2 項 3 号及び 702 条の 2 第 2 項の適用対象であり非課税であるとし Y(東京都)を相手に処分取消しを求め、本件管理人室は「境内建物」に該当するとして同請求が認容された事例(令和 3 年 9 月 21 日東京地裁)

参照条文等:地方税法 348 条 2 項 3 号、702 条の 2 第 2 項、宗教法人法 3 条

キーワード:宗教法人 固定資産税 境内建物 非課税

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

※「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】最二判令和 5 年 1 月 27 日 裁判所 HP

令和 3 年(受)第 968 号 損害賠償請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/716/091716_hanrei.pdf

(裁判要旨)

統合失調症の治療のため精神科病院に任意入院をした患者が無断離院をして自殺した場合において、上記病院の設置者に無断離院の防止策についての説明義務違反があったとはいえないとされた事例。

(理由)

本件入院当時の医療水準では無断離院の防止策として徘徊センサーの装着等の措置が必要とはされていなかったから、本件病院が上記措置を講じていなかったからといって、医療水準にかなうものではなかったということとはできない。また、本件入院当時、多くの精神科病院で上記措置が講じられていたというわけではなく、本件病院においては、任意入院者につき、医師がその病状を把握した上で、単独での院内外出を許可するかどうかを判断し、これにより、任意入院者が無断離院をして自殺することの防止が図られていたから、任意入院者が無断離院をして自殺する危険性が特に本件病院において高いという状況はなかった。さらに、本件患者は、開放処遇において、具体的にどのような無断離院の防止策が講じられているかによって入院する病院を選択する意向を本件病院の医師に伝えていたといった事情はうかがわれない。

参照条文等:民法 415 条

【2】最二判令和 5 年 1 月 30 日 裁判所 HP

令和 3 年(受)第 2050 号 発信者情報開示請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/721/091721_hanrei.pdf

(裁判要旨)

令和 2 年総務省令第 82 号(プロバイダに対して開示を請求することのできる発信者情報に発信者の電話番号を追加するもの)(以下「改正省令」という。)の施行前に特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、上記施行後に発信者の電話番号の開示を請求することができる。

(理由)

改正省令その他の法令において、改正省令の施行前にされた情報の流通による権利の侵害に係る発信者情報の開示の請求について改正後省令の規定の適用を排除し、改正前省令の定めるところによる旨の経過措置等の規定は置かれなかった。そうすると、上記施行後にされた発信者情報の開示の請求については、権利の侵害に係る情報の流通の時期にかかわらず、改正後省令の規定が適用されるというべきである。そして、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)4 条 1 項が同項による開示請求の対象となる情報を総務省令で定めることとした趣旨は、情報通信を取り巻く技術の進歩や社会環境の変化等により開示関係役務提供者の保有する発信者情報の内容や範囲が変わり得るため、機動的な対応を可能とすることにあると解され、改正省令による改正は、上記趣旨に従い、発信者情報に発信者の電話番号(改正後省令 3 号)を追加するものにとどまることからすれば、法 4 条 1 項及び改正後省令 3 号の解釈として、改正省令の施行後にされた情報の流通による権利の侵害に限り、発信者の電話番号が発信者情報として開示の請求の対象に含まれることになると解することはできない。

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 4 条 1 項(令和 3 年法律第 27 号改正前)

【3】高松高判令和 3 年 3 月 17 日 判例時報 2539 号 38 頁

令和元年(ネ)第 128 号 違約金等請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立て))

本件は、所有する商業ビルのフロアの一画について、家庭用調理器具を販売する店舗を出店する Y と定期賃貸借契約を締結した X が、期間満了前に Y が X の承認なく店舗を閉鎖したとして約定の解除権を行使した上、Y に対し、本件契約に基づく違約金 507 万 2127 円、未払費用 23 万 2358 円、原状回復費用 292 万 1886 円の支払を求めた事案であり、本件ビルに入居するテナントの誘致を行う Z が X 側に補助参加した。Y は、X による解除に先立ち、X の債務不履行を理由に Y が解除した、本件契約は錯誤により無効である、詐欺により取り消す、あるいは X による契約解除事由はない等と主張したが、Y の主張はいずれも認められず、原審は X の請求を全部認容した。

本判決は、原判決と同様に、Y の主張を否定し、X による解除権行使を認めたが、Z が X の履行補助者

として誘致を行うリーシング業務を行っていたところ、Z の担当者は、Y が店舗の主要顧客として主婦層を想定し、本件ビルの地下 1 階に食品スーパーが出店するか否かに重大な関心を持っていたことを認識していたのだから、信義則上、Y に正確な情報を提供する義務を負担しており、X の履行補助者 Z はその義務に違反したといえ、前記説明義務違反は X による解除自体が許されないとするほどの根拠は見出し難いものの、義務違反により Y は短期間で閉店を余儀なくされたのであるから、X が本件契約全期間について違約金の請求をすることは信義則に反し、権利の濫用として許されず、本件契約に基づいて算定した違約金の 3 分の 1 の範囲に制限されるのが相当であるとして未払費用 23 万 2358 円、原状回復費用 292 万 1886 円を全額認容する一方で、違約金については 169 万 0703 円の限度で認容した。

参照条文等:民法 1 条 2 項、3 項

【4】仙台地判令和 3 年 3 月 30 日 判例時報 2538 号 44 頁

平成 30 年(ワ)922 号、令和 1 年(ワ)第 1492 号 不当条項使用等差止請求事件(一部認容、一部棄却(控訴(変更・請求認容)))

消費者契約法 2 条 4 項の適格消費者団体 X が、消費者との間で消火器の保守が含まれる消火器の 10 年間のリース契約(本件契約)に関する訪問販売を行っていた特定商取引法 2 条 1 項の役務提供事業者である Y らに対し、契約条項の一部又は全部は消費者契約法 10 条により無効であるなどと主張し、同法 12 条 3 項に基づき本件契約条項の一部または全部を内容とする意思表示の停止等を求めた事案。

本判決は、(1)中途解約ができないとの条項について、リース料に保守料金が含まれており、消火器の保守という役務を提供する契約は有償契約消費者の権利を制限する条項(消費者契約法 10 条前段)に該当し、同条後段にも該当し無効であるとし、(2)契約解約時に残余料金を一括して支払うとの条項については、Y らは保守義務を免れる等として、特定商取引法 10 条 1 項 3 号又は 4 号に違反するとし、(3)無効な条項は個別に修正することが可能であることなどからすると、本件契約条項全部が消費者契約法 10 条によって無効であるとはいえないとし、勧誘行為は特定商取引法 58 条の 18 第 1 項 1 号ハに該当し、表示は不当景品類及び不当表示防止法 30 条 1 項 1 号及び 2 号に該当するとして、契約条項の一部差止め及び同条項が記載された契約書用紙の破棄、前記勧誘行為の差止め及び同勧誘行為が記載された文書等の破棄並びに前記表示の差止めを認めた。

なお、Y らが控訴し、X が附帯控訴(消費者契約法 12 条 3 項に基づく停止または予防に必要な措置の内容について請求の変更を行った)したところ、控訴審では、X の請求を全部認容した(仙台高裁判決令和 3 年 12 月 16 日)。

参照条文等:消費者契約法 8 条 1 項 1 号、9 条 1 号、10 条、12 条 3 項、特定商取引法 10 条 1 項 3 号、4 号、58 条の 18 第 1 項 1 号イ、ハ、2 号、2 項 2 号、景品表示法 30 条 1 項 1 号、2 号

【5】大阪地判令和 3 年 10 月 20 日 判例タイムズ 1503 号 116 頁

令和 2 年(ワ)第 5327 号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

原告ら 5 名は、飼育していた犬が全耳道摘出手術中に死亡したため、(1)麻酔担当の獣医師の人工呼吸器を適切に操作する義務違反等、及び(2)事故の原因等の顛末を説明する義務及び手術に従事した者と面談を実施する義務違反を理由に、国賠法 1 条 1 項に基づき損害賠償を求めた。(1)に争いはなかったところ、本判決は、(2)について、動物の医診療契約は性質上準委任契約であり当事者から請求がある場合には原則として診療の結果等について説明する義務があるが、本件では、被告は当初から人為的ミスを認め原告らにその旨の説明し、事故原因の解明に着手し、事故調査委員会を立ち上げて調査結果等を適宜原告らに提供しているので、説明は時機を失することなくされていたとし、執刀獣医等の氏名等を明らかにする必要性はなく、説明を行う具体的方法についても被告の合理的裁量に属し手術従事者等に直接説明させる方法を取るべき義務はないとして説明義務違反を認めず、その上で、ペットの死亡については精神的損害も賠償の対象となり、犬が 6 年間に渡り家族の一員として愛情を受けていたことや犬の平均寿命の半分程度の年齢で死亡したことを指摘する一方、一般的な家庭と比べて特別に手間をかけた飼育をしていたものではないとし、慰謝料 1 人 10 万円のほか葬儀用等合計約 81 万円の支払を認めた。

参照条文等:民法 656 条、709 条、国家賠償法 1 条

【6】名古屋地判令和 3 年 10 月 29 日 判例タイムズ 1503 号 107 頁

令和 2 年(ワ)第 2013 号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/823/090823_hanrei.pdf

公立病院の医師(部長職)であり、治験補助会社に賄賂を供与させたとして第三者供賄罪で起訴された原告は、日刊新聞の「委託料でキャバクラ」「参事の医師 会議費名目で流用」といった記事により名誉を毀損されたとして不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた。本判決は、記事が原告の名誉を毀損するものであること及び公共性、公益目的は認められたが、真実性及び相当性については、治験委託料のキャバクラ飲食代金への私的流用は捜査関係者が明確に述べていたものではなく、原告に相当高額な収入があったこと等

からすると担当記者の推測は早計であり、病院等への裏付け調査もしていないこと等から記事が事実即したものと認められないとし、製薬会社に自身の講演会を企画させ講演料の見返りに薬の採用を決めたとする記事についても、取材対象者はにわかに信じ難いエピソードを述べる人物であり、原告に悪感情を抱いていた可能性があるので信憑性を慎重に検討すべきであったにもかかわらず、原告の発言を聞いた日時や場所といった真偽を確認する質問もせず、製薬会社関係者への裏付け調査も行っていないので真実性及び相当性は認められないとし、新聞の発行部数や販売地域、原告が上記罪により起訴され既に社会的評価が低下していたことなどを総合考慮し慰謝料等 110万円の支払を認めた。

参照条文等:民法 709 条、710条、723 条

【7】東京地判令和 3 年 12 月 3 日 判例時報 2538 号 31 頁

令和 3 年(ワ)第 625 号 高速道路原因者負担金債権請求事件(認容(控訴))

東日本高速道路株式会社 X の管理する高速道路において、Y の保有する車両が関与して発生した多重事故に際し、ガードケーブル支柱が損傷したことについて、X が Y に対し、道路整備特別措置法 40条 1 項により読み替えて適用される道路法 58 条 1 項に基づき原因者負担金として損傷等の機能復旧費用約 52 万円の支払を求めた事案。

本判決は、道路法上の原因者は道路を直接損傷し又は汚損した行為者に限定されず、また、道路管理者や会社よりも事故関与高速道路利用者に無資力の負担を求める方が利用者負担の観点からも公平に適用として、事実的因果関係上の原因のあるすべての利用者を指すと解するのが相当であり、利用者は X の定める高速道路の供用約款に同意したものとされることから(同約款 1 条 2 項)、Y は供用約款の規定に基づいて X に対し、原因者負担金の支払義務を負うとして請求を認容した。

参照条文等:道路整備特別措置法 40条 1 項、道路法 58 条 1 項

【8】東京地判令和 3 年 12 月 15 日 判例時報 2538 号 39 頁

令和 3 年(ワ)第 9856 号 不当利得返還請求事件(棄却(控訴))

X は、事業者向けファクタリング業等を目的とする会社 Y との間で締結した、保有する請負代金債権 575 万円分を 500 万円で譲渡する売買契約(本件債権譲渡契約)につき、Y の X に対する債権の売買代金 500 万円の交付は、「手形の割引、譲渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」(貸金業法 2 条 1 項本文、出資法 7 条参照、以下「金銭の貸付け」)に該当し、これを前提とすると、本件債権譲渡契約は、貸金業法等に違反する高利息を付した契約であり無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき譲渡債権の券面額と受領した代金額の差額 75 万円の支払を求めた。

本判決は、本件債権譲渡契約においては、X は Y から委託を受けて譲渡債権から回収するものとされており、その限度で Y に支払いを行えば足り、Y は回収不能の場合でも X に代金の償還を請求できず、譲渡債権の回収のリスクは Y が負っているとして、本件債権譲渡契約は債権譲渡契約であると認めることが適切であり金銭の貸付けには該当しないとして X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 90条、貸金業法 2 条 1 項、出資法 7 条

【9】熊本地判令和 4 年 1 月 19 日 判例時報 2540号 48 頁

令和元年(ワ)第 508 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/149/091149_hanrei.pdf

陸上自衛隊の教育課程に入校した自衛官 A が自殺したことについて、同自衛官の両親 X らが、自殺の原因は指導に当たった自衛官 Y1・Y2 の暴力的、威圧的ないじめや嫌がらせ行為にあると主張して、Y らに対して民法 709 条に基づき、国に対して民法 715 条、国賠法 1 条 1 項又は債務不履行に基づき損害賠償請求をした事案。

裁判所は、他の学生の供述から、Y1 が A に対する指導中に「殺してやりたい」というような発言をしたことなどを認定した。次いで、国は、学生が教育訓練を受け、隊舎等の施設内において生活を送るにあたり、共通教育中隊の組織、体制、設備を適切に整備するなどして、学生の生命、健康に対する危険の発生を防止する安全配慮義務を負っているとした上で、Y1 は所属区隊長かつ学生全体の躰教育を担当する役割を担う同期生会指導部の指導幹部、Y2 は学生全体の教育を担当する指導陸曹であったことから、国の履行補助者として A の生命、健康に対する危険の発生を防止する義務を負っているとし、Y1 が A に対する指導の際にその胸倉を掴んでゆすったこと、Y2 がその状況を見ていながらその暴行を制止しなかったことは、共に安全配慮義務に違反するとした。また、Y1 が A を業務ができていない者として全学生の前で手を挙げさせたことは A に自己否定感や羞恥心を抱かせるもので安全配慮義務に違反する、お前のようなやつは殺してやりたいくらいというような発言をしたことは、学生に対する指導として何ら必要性がなく、社会通念上許されない暴言を述べたものにほかならず、安全配慮義務に違反する、と各判示した。

そして、安全配慮義務違反と A の死亡との因果関係については、事実的因果関係は認められるが、A が Y らから指導を受けていたのは 2 日間のみで、そのうち安全配慮義務違反に該当する指導は 3 時間弱と

いう短時間にとどまり、A が急速に精神的不調をきたして自殺に至っていることなどに照らし、Y らが A の自殺を予見することは困難であり、安全配慮義務違反と死亡との間に相当因果関係は認められないとしたとして、Y1 の安全配慮義務違反に対する慰謝料を 150万円、Y2 の同違反に対する慰謝料を 50万円と認定し、国に対し債務不履行責任としての賠償を命じた。

一方で、国賠請求については時効消滅したと判断し、Y ら個人への請求については国賠法 1 条の適用があることから個人らは損害賠償責任を負わないと判断した。

参照条文等:民法 709 条、715 条、国家賠償法 1 条 1 項

【10】大阪地判令和 4 年 5 月 20 日 金法 2203 号 54 頁

平成 30 年(ワ)第 4764 号 株主代表訴訟事件、平成 30 年(ワ)第 7752 号 株主代表訴訟事件(いずれも請求棄却)

本件は、大手ハウスメーカーとして国内に広く知られている上場会社である Z 株式会社(補助参加人)の株主である X が、第三者による詐欺行為によって Z 社が不動産の売買代金名下に金銭をだまし取られた取引に関する担当取締役 Y らの判断に善管注意義務ないし忠実義務に違反する任務懈怠があったと主張して、Z 社に生じた損害 55 億円余りを Z 社に賠償するよう Y らにそれぞれ求めた株主代表訴訟である。

本判決は、取締役による決済を経て不動産を購入するに至ったが、それによって当該会社に損害が生じた場合、取締役による当該判断の前提となった事実等の認識ないし評価に至る過程が合理的なものであるときは、かかる事実等による判断の推論過程および内容が著しく不合理なものでない限り、当該取締役が善管注意義務違反ないし忠実義務違反による責任を負うことはないとした。さらに、当該会社が大規模で分業された組織形態となっている場合には、下部組織から提供された事実関係やその分析および検討の結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情のない限り、当該取締役が上記の事実等に基づいて判断したときは、その判断の前提となった事実等の認識ないし評価に至る過程は合理的なものといえるとした。その上で、大規模で分業された組織形態である会社の取締役である Y らの判断について、下部組織から提供された説明に躊躇を覚えさせるような特段の事情は認められず、Y らは、善管注意義務違反ないし忠実義務違反による責任を負わないと判断した。

参照条文等:会社法 847 条 3 項、423 条 1 項

(商事法)

【11】東京地判令和 3 年 4 月 22 日 判例タイムズ 1503 号 209 頁

令和 2 年(ワ)第 18383 号 取締役解任請求事件(請求棄却、控訴(後取消、訴え却下))

Y2 株式会社の株主 X は、取締役 Y1 が、Y2 の韓国の関連会社の業務執行に関し韓国の刑法上の業務上背任罪及び賄賂供用罪に当たる行為をし、有罪判決が確定したことから、Y2 の取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実があったにもかかわらず、解任する議案が定時株主総会で否決されたとして会社法 854 条 1 項 1 号に基づき解任を請求した。

本判決は、Y1 の取締役選任の総会時に議長は Y1 が無罪を主張し有罪判決は確定していないと説明しており、確定したのが総会決議から約 4 か月後であることから、解任事由の基礎とされた上記有罪判決の確定は総会決議の時点で判明していたといえないので 854 条を理由に解任請求することは許されるとしたが、Y2 の韓国の企業グループは独自のグループガバナンス体制を構築し、Y2 が所有する同グループ会社の株式数からして Y2 の取締役会が具体的な管理監督を行なうことが想定されていなかったこと等に照らすと、上記罪に該当する行為は Y2 の役員としての「職務の執行」に関してされたものとはいえず、Y1 の関与形態は従属的又は消極的であり損害も事実上回復され Y2 会社を含むグループ会社に多大な損害が生じたともいえないので法令違反が「重大な事実」にあたるともいえず、業務上背任は Y2 の韓国の企業グループの一社である A 社の取締役としての行為であり、賄賂供用も Y2 の韓国の企業グループでの地位に基づく行為であったこと等から Y2 の取締役として義務に違反し Y2 に損害を与える故意も認められないとし、854 条 1 項の解任事由にあたらぬとして請求を棄却した。

参照条文等:会社法 854 条 1 項 1 号、2 項

【12】東京地判令和 3 年 11 月 25 日 判例タイムズ 1503 号 196 頁

令和 2 年(ワ)第 21121 号 株主総会決議取消請求事件(認容、控訴(後控訴棄却))

非公開会社 Y は、定款に議決権行使の代理人資格を株主に限る旨を定めているところ、株主 X は定時株主総会において(株主ではない)代理人 A 弁護士による議決権行使が認められなかったのは決議の方法が法令又は定款に違反しているとして会社法 831 条 1 項 1 号に基づきその取消しを求めた。Y は、A 弁護士が X の長男の指示に基づいて代理人活動を行っていたため、同長男が A 弁護士の議決権行使を主導して総会を攪乱させるおそれがある等と主張した。

本判決は、定款に上記のように定めた場合でも株主が予め代理人弁護士の出席等を申し出たときは総会が当該代理人弁護士により攪乱され株主の共同の利益が害されるおそれがある等の特段の事情がない

限りこれを拒否することは会社法 310条 1項に反するとし、本件では、Yの株主はX、Xの兄弟2名、取引関係者3名及び従業員持株会の7名であり、過去の総会でX代理人としてA弁護士の出席等を認めた際は議事進行の混乱等は生じていなかったが、直近の総会では定款の定めのみを理由にA弁護士の出席が拒否され、当該総会ではXに対する退職慰労金贈呈の件が否決されたこと、このことを踏まえXは総会約1週間前に出席困難であることや他の株主と意見を異にすること等を理由に代理人弁護士の出席等を申出、診断書(うつ病による判断能力の低下等、頻尿を主訴とする過活動膀胱)や委任状を送ったが、Yは総会前日に定款の定めを理由にこれを拒否し他の株主が自動車によりXの送迎を提案している旨を伝えるに止まったことなどの事実を認定した上で、A弁護士の出席及び議決権の代理行使を許した場合でもYの主張するような総会を攪乱させ株主の共同の利益が害されるおそれがある等の特段の事情があったとはいえないとし、請求を認容した。

参照条文等:会社法 310条 1項、831条 1項 1号

(知的財産)

【13】知財高判令和5年1月24日 裁判所 HP

令和4年(行ケ)第10062号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/091709_hanrei.pdf

原告は、本願商標について、商標の詳細な説明を「商標登録を受けようとする商標は「DIC カラーガイド PART2(第4版)2251」のみからなるものである。」とし、指定商品を第16類「鉛筆」等として商標登録出願したが、拒絶査定を受けたので不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

一般に、商取引においては、商品の外装等の商品又は役務に関して付される色彩は、商品又は役務のイメージ、美感等を高めるために多種多様なものの中から選択されて付されるものにすぎないから、そのようにして付された色彩が直ちに商品又は役務の出所を表示する機能を有するというものではない。

そして、本願商標についてみても、本願商標は、輪郭のない単一の色彩のみからなるものであるところ、色名が「Uni色」とされているほか、基本色名としても、「紫みの赤」に近い領域に位置するとされ、基本色彩語としても、「赤」「紫」「茶」の境界領域に存在し、色相「赤」ないし「赤紫」の暗い色として捉えられ、マンセル近似値をみても、当該近似値に近いボルドー、バーガンディー等が存在するなど、その近似色は、無数に存在するものと認められる。現に、取引の実情をみても、本願商標の近似色は、本件指定商品である鉛筆を含む筆記用具に関して、広く使用されているものである。

以上によると、本願商標は、本件指定商品である鉛筆について使用される場合であっても、本願商標に接した需用者及び取引者をして、本願商標に係る色彩が単に商品(鉛筆)のイメージ、美感等を高めるために使用されていると認識させるにすぎないものと認めるのが相当である。そうすると、本願商標は、本件指定商品である鉛筆の特徴(鉛筆の外装色等の色彩)を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるということができるから、本願商標は、商標法3条1項3号に掲げる商標に該当するとして原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3条 1項 3号

【14】知財高判令和5年1月26日 裁判所 HP

令和3年(行ケ)第10093号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/744/091744_hanrei.pdf

発明の名称を「プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン9型(PCSK9)に対する抗原結合タンパク質」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明はサポート要件に適合するものと認められないとして、審決を取消した事案。

本件発明の課題は、LDLR タンパク質と結合することにより、対象中の LDLR タンパク質の量を減少させ、LDLの量を増加させる PCSK9 と LDLR タンパク質との結合を中和する抗体又はこれを含む医薬組成物を提供することであり、このような課題の解決との関係では、本件発明の技術的意義は、21B12 抗体と競合する抗体であれば、21B12 抗体と同様のメカニズムにより、結合中和抗体としての機能的特性を有することを特定した点にあるというべきである。

本件明細書には、21B12 抗体と同一性が高いとはいえないアミノ酸配列を有する数グループの抗体のみならず、21B12 抗体と同一性が高いアミノ酸配列を有する抗体群が 21B12 抗体と競合するものとして同定された抗体の中で中和活性を有すると記載される抗体が PCSK9 上へ結合する位置についての具体的な記載はなされていないものの、21B12 抗体と同一性の高いアミノ酸配列を有する抗体群については、21B12 抗体と同様の位置で PCSK9 に結合する蓋然性が高いといえるとしても、それ以外のアミノ酸配列を有する数グループの抗体については、エピトープビニングのようなアッセイで競合すると評価されたことをもって、抗体が PCSK9 上に結合する位置が明らかになるといった技術常識は認められない以上、PCSK9 上で結合する位置が明らかとはいえない。

また、本件発明の「PCSK9 との結合に関して、参照抗体と競合する」との性質を有する抗体には、上記本件明細書の発明の詳細な説明に具体的に記載される数グループの抗体以外に非常に多種、多様な抗体が包含されることは自明であり、このような抗体が PCSK9 に結合する部位は、結晶構造上、抗体が LDLR の EGFa ドメインの位置と重複する位置ではないのであるから、LDLR タンパク質の結合部位を直接封鎖して、PCSK9 と LDLR タンパク質の間の相互作用を妨害し、遮断し、低下させ、又は調節するものとはいえない。

以上のとおり、「PCSK9 との結合に関して、21B12 抗体と競合する抗体」であれば、21B12 抗体と同様に、LDLR タンパク質の結合部位を直接封鎖して(具体的には、結晶構造上、抗体が LDLR の EGFa ドメインの位置と重複する位置で PCSK9 に結合して)、PCSK9 と LDLR タンパク質の間の相互作用を妨害し、遮断し、低下させ、又は調節するものであるとはいえないから、「PCSK9 との結合に関して、21B12 抗体と競合する抗体」であれば、結合中和抗体としての機能的特性を有すると認めることもできないので、本件発明 1 及び 9 はいずれもサポート要件に適合するものと認められないから、これと異なる本件審決の判断は誤りである。

参照条文等:特許法 36 条 6 項 1 号

【15】知財高判令和 5 年 1 月 31 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10090 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/756/091756_hanrei.pdf

原告は、「HEAVEN」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)であって、第 43 類「ホストクラブにおける飲食物の提供又はこれに関する助言・相談若しくは情報の提供」等を指定役務とする商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由の要旨は、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、本願商標の指定役務は、引用商標の指定役務と類似の役務であるから、本願商標は、商標法 4 条 1 項 11 号に該当し、登録することができない、というものであった。引用商標は、上段に、右手に器に入ったカレーを持ち、左手にナンを持っているインド人らしき人物の図形と、下段に「Heaven」の文字を配してなる、図形と文字との結合商標である。引用商標の指定役務は、第 43 類「インドカレー・インド料理の提供」であった。

引用商標の構成中、下段の「Heaven」の文字部分は、各文字を縁取りし強調するように、大きく表されていることに鑑みると、「Heaven」の文字部分を強く印象づける特徴を備えている。そして、「Heaven」の語から生じる称呼や観念は、役務の提供の場所や質等と関連性を有することは想定できないから、「Heaven」の文字は、自他役務を識別する標識としての機能が強いといえる。これに対し、引用商標の構成中、上段の図形部分はインド人らしき人物を示すものであるところ、これは、提供の対象となる飲食物を示すにとどまり、それを超えて特別な印象を与えるものとはいえないから、自他商品の識別機能を有するものではない。

そうすると、引用商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものといえず、下段の「Heaven」の文字部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえるから、引用商標の構成から「Heaven」の文字部分を要部として抽出し、他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許される。

そして、本願商標と引用商標の要部とは、「heaven」のつづりにおいて同一であるから、外観において紛らわしいものといえ、また、称呼及び観念を同一にするものである。

以上によれば、本願商標と引用商標は類似し、また、本願商標の指定役務と引用商標の指定役務は類似するのであるから、本願商標が商標法 4 条 1 項 11 号に該当するとした本件審決の判断に誤りはない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【16】知財高判令和 5 年 2 月 7 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10037 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/755/091755_hanrei.pdf

発明の名称を「空調服の空気排出口調整機構、空調服の服本体及び空調服」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件公然実施発明に甲 30 発明' を適用して本件相違点に係る本件発明 3 の構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当であるとして、審決を取消した事案。

本件公然実施発明は、空調服の技術分野に属すると認められるのに対し、甲 30 発明' は、介護用パンツの技術分野に属する発明であると認められる。空調服と介護用パンツは、その形状や使用目的を異にするものではあるが、いずれも身体の一部を包んで身体に装着する「被服」であるという点では、関連性を有するものである。

本件出願日当時、被服の技術分野においては、2つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することや、そもそも2つの紐状部材を結んでつなぐこと自体、手間がかかって容易ではないとの周知かつ自明の課題が存在したものと認められる。そうすると、被服の技術分野に属する本件公然実施発明の構成(「前記空調服の服地の内表面であって前記襟又はその周辺の第一の位置に取り付けられた紐1と」、「前記紐1が取り付けられた前記第一の位置とは異なる前記襟又はその周辺の第二の位置に取り付けられた紐2とを備え」、「2本の紐(1、2)を結ぶことによって、空気排出量を調節することができる」との構成)自体からみて、また、甲41に「首と襟足の間隔を広くし」との記載及び紐が首の後ろにある旨の図示があることからすると、本件公然実施発明に接した本件出願日当時の当業者は、上記の課題を認識するものと認めるのが相当である。

甲30発明'は、「帯紐6a」に「ボタン7a」を、「帯紐6b」に複数の「ボタン7b」をそれぞれ設け、「ボタン7a」を複数ある「ボタン7b」のいずれか一つにはめ込むとの構成を採用することにより、「帯紐6a」及び「帯紐6b」の装着長さを調整し、もって、個人差のある腰回りの大きさに応じて介護用パンツ1を装着することを可能にするというものであり、甲30に装着の容易さについての記載があることや、前記のとおり周知かつ自明の課題が本件出願日当時に被服の技術分野において存在したとの事実も併せ考慮すると、本件出願日当時の当業者は、甲30発明'につき、これを2つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することが手間で容易ではないとの課題を解決する手段として認識するものと認めるのが相当である。

被服の技術分野に属する本件公然実施発明に接した本件出願日当時の当業者は、空気排出スペースの大きさを調整するための手段である「紐1」及び「紐2」を結んでつないで長さを調整することが手間で容易でないとの課題を認識し、当該課題を解決するため、同じ被服の技術分野に属する甲30発明'を採用するよう動機付けられたものと認めるのが相当である。

以上によると、本件出願日当時の当業者は、本件公然実施発明に甲30発明'を適用して、本件相違点に係る本件発明3の構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当であるから、本件出願日当時の当業者は、相違点1に係る本件発明3の構成にも容易に想到し得たものと認められる。

参照条文等:特許法29条2項

(民事手続)

【17】最三決令和5年2月1日 裁判所 HP

令和4年(許)第16号 根抵当権実行禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/746/091746_hanrei.pdf

(裁判要旨)

破産管財人が、別除権を有する者に対して破産者を債務者とする別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をしたときは、その承認は被担保債権の消滅時効を中断する効力を有する。

(理由)

時効の中断の効力を生ずべき債務の承認とは、時効の利益を受けるべき当事者がその相手方の権利の存在の認識を表示することをいうのであって、債務者以外の者がした債務の承認により時効の中断の効力が生ずるためには、その者が債務者の財産を処分する権限を有することを要するものではないが、これを管理する権限を有することを要するものと解される(民法156条参照)。破産管財人は、その職務を遂行するに当たり、破産財団に属する財産に対する管理処分権限を有するところ(破産法78条1項)、その権限は破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものである(同法44条参照)。破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻し(同法78条2項14号)について上記別除権を有する者との間で交渉したり、上記不動産につき権利の放棄(同項12号)をする前後に上記の者に対してその旨を通知したりすることは、いずれも破産管財人がその職務の遂行として行うものであり、これらに際し、破産管財人が上記の者に対して上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をすることは、上記職務の遂行上想定されるものであり、上記権限に基づく職務の遂行の範囲に属する行為とすることができる。

参照条文等:民法156条、破産法78条1項、44条、78条2項14号

(刑事法)

【18】最一判令和5年1月23日 裁判所 HP

令和4年(あ)第779号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反、恐喝未遂被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/702/091702_hanrei.pdf

暴力団対策法は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行うこと等により、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的としており(1条)、この目的は正当なものというべきである。

そして、暴力団対策法は、指定暴力団(3条)の暴力団員による暴力的要求行為を禁止した上で(9条)、

都道府県公安委員会は、指定暴力団員が暴力的要求行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、その防止のために必要な事項を命ずることができることとし(11条2項)、この命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしている(46条1号)。このような規制は、前記目的を達成するために必要かつ合理的なものであり、指定暴力団員について合理的な理由のない差別をするものということとはできない。

以上より、暴力団対策法11条2項、46条1号は、憲法14条1項に違反しない。(最高裁昭和37年(オ)第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁の趣旨)

参照条文等:暴力団対策法11条2項、46条1号、憲法14条1項

【19】最一決令和5年1月30日 裁判所 HP

令和4年(シ)第594号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(原決定取消、差戻)

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91726

(事案)

申立人は、東京簡易裁判所の略式命令により終結した事件に係る刑事確定訴訟記録(以下「本件保管記録」という。)の閲覧請求をしたが、本件保管記録の保管検察官が、閲覧を一部不許可とした(以下「本件閲覧一部不許可処分」という。)ため、東京簡易裁判所に準抗告を申し立てた。

原決定は、申立人宛ての閲覧一部不許可通知書の作成者の肩書が「東京地方検察庁保管検察官」と記載されていることを根拠に、本件準抗告の管轄裁判所は、東京地方検察庁の対応する東京地方裁判所であるとし、東京簡易裁判所に申し立てられた本件準抗告は不適法であるとして棄却した。

そこで、申立人が特別抗告した。

(判旨)

本件保管記録を保管し、閲覧に関する処分をすべき保管検察官は、略式命令をした東京簡易裁判所に対応する検察庁の検察官である東京区検察庁の検察官であり(刑事確定訴訟記録法(以下「法」という。)2条1項、4条1項、2項、検察庁法2条1項)、保管検察官の閲覧に関する処分に対する準抗告の申立ての管轄裁判所は、その保管検察官が所属する検察庁に対応する裁判所である(同法8条)。

本件において、本件閲覧一部不許可処分は、検察庁法12条、関係通達に基づき、東京地方検察庁に属する検察官が東京区検察庁の検察官の事務を取り扱っていたものである。

このように、地方検察庁に属する検察官が区検察庁の検察官の事務取扱いとして保管記録の閲覧に関する処分をした場合、当該区検察庁の対応する簡易裁判所は、法8条1項にいう「保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所」に当たるから、本件準抗告を棄却した原決定には、決定に影響を及ぼすべき法令違反があり、これを取り消さなければ著しく正義に反するものと認められるから、原決定を取り消し、本件を東京簡易裁判所に差し戻す。

参照条文等:刑事確定訴訟記録法2条1項、4条1項、2項、8条1項、検察庁法2条1項、12条

【20】大阪高判令和元年12月12日 判例時報2540号84頁

令和元年(う)第526号 強盗殺人、有印私文書偽造、同行使、詐欺被告事件(控訴棄却(上告))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/116/089116_hanrei.pdf

日本での在留資格のないブラジル国籍の被告人(女性、犯行当時29歳)が、中国への渡航目的で他人名義のパスポートを得ようと小中学校時の同級生を殺害して身分証や金品を奪った強盗殺人等の事案で、被告人が解離性同一性障害に罹患していたことから、その責任能力が争点となり、原審で精神鑑定が行われた。鑑定人は、犯行当時は主として別人格が行動を支配しており、主人格は別人格をコントロールすることができないとしつつも、被告人は犯行当時目的に従って合理的に行動しており、状況を正しく認識し、行動をコントロールできていたと説明した。

原判決(大阪地判平成31年3月14日、判例時報2540号89頁)は、「責任能力は、犯行時の被告人の精神状態について、善悪の判断能力や行動制御能力を問題とするもので、その当時の精神状態に行動制御能力が認められる以上、その状態を「主人格」というものがさらに制御できるかという点を問題にする必要はない」と判示して、被告人の当時の行動の合理性を認めて完全責任能力を認め、被告人を無期懲役に処する判決を言い渡した。

控訴審は、原審鑑定人の供述を引用するなどしつつ、解離性同一性障害に罹患している者の責任能力判断のあり方として、行為当時の精神状態に行動制御能力が認められる以上、その状態を主人格がさらに制御できるかを問題にする必要はないという原判決の説示を妥当なものだとし、鑑定人の意見を踏まえて被告人の善悪の判断能力や行動の制御能力が著しく低下していなかったとした原判決の認定、判断に誤りはないと判示し、控訴を棄却した。

参照条文等:刑法39条2項、240条後段、刑訴法396条

【21】東京高判令和 4 年 1 月 12 日 判例タイムズ 1503 号 40 頁

令和 3 年(う)第 326 号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和 37 年東京都条例第 103 号)違反被告事件(破棄自判、上告(後上告棄却))

被告人はスカートを着用した女性の臀部を動画で撮影したり、その下半身に向けて、動画を撮影する機能を有するカメラを構えたりしたところ、第 1 審は、撮影された動画は胸部や臀部の体形が殆ど分からず、それらの特定部位を強調して撮影されたものでもないこと等から迷惑防止条例違反に定める禁止行為(「人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような行為であって、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること」)に当たらないとした。

しかし、本判決は、意図、態様、被害者の服装、姿勢、行動の状況や、写真機等と被害者との位置関係等を考慮し、被害者や周囲の人からみて、衣服で隠されている下着又は身体を撮影しようとしているのではないかと判断されるものについては禁止行為に当たるとし、被告人はスカート中等を動画で撮影しようとして企図し、周囲からは容易に気付かれないようにカメラを準備・所持した上、店舗において直ちに録画ボタンを押す態勢を整え、撮影の機会をうかがいながら本件各行為に及んだものであり、周囲の人から見ても、被害者のスカート中等を撮影しようとしているのではないかと判断されるものであり禁止行為にあたり、原判決を破棄し懲役 8 月に処した。

参照条文等:公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和 37 年東京都条例第 103 号)5 条 1 項 3 号、8 条 1 項 2 号

【22】東京高判令和 5 年 1 月 25 日 裁判所 HP

令和 3 年(う)第 754 号 住居侵入、強盗致死、建造物侵入、窃盗、強盗、窃盗未遂、強盗傷人被告事件(原判決破棄、差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/768/091768_hanrei.pdf

(事案)

被告人らは、金品強奪目的で、共謀の上、被害者方に侵入し、被害者(当時 80 歳)の手足を緊縛し、その口を粘着テープで塞いだ上、頸部圧迫又は鼻孔部閉塞などの暴行を加えて、金品を強奪しようとしたが、強奪の目的は遂げず、一連の暴行により、被害者を窒息により死亡させた。

原判決は、頸部圧迫・鼻孔部閉塞の暴行は認定できず、被害者は慢性心不全の急性増悪によって死亡したと認定し、被害者が慢性心不全の状態にあったことは被告人らが知り得ない事情であり、致死の結果を招いたことについて被告人らの意思決定を非難できる程度が高いとはいえないとして、その刑を酌量減輕し、被告人 A を懲役 28 年、被告人 B 及び被告人 C を懲役 27 年に処した。

検察官、弁護人とも、量刑不当を理由として控訴した。

(判旨)

原判決の判断は、合理的な根拠がないのに、被害者の頸部が圧迫された旨の医師の専門的見解を排斥し被害者の死因が慢性心不全の急性増悪であった可能性があると認定しており不合理であるし、)被告人らは、高齢の被害者の手足を緊縛し、口を粘着テープで塞ぎ、頸部を圧迫するなどの強度の暴行を加えたから、行為の危険性を認識していたことは明らかであり、致死の結果を招いたことについて被告人らの意思決定を非難できる程度が高いとはいえないと評価したことも是認できない。

よって、原判決を破棄する。本件は、裁判員裁判対象事件であり、各被告人に対し、他に酌量減輕を相当とする理由があるかどうかを含め、どのような量刑をすべきかについては、裁判員の参加する合議体により判断するのが相当であるから、差し戻す。

参照条文等:刑法 240 条、130 条、400 条

(公法)

【23】最二判令和 5 年 1 月 20 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ツ)第 131 号 選挙無効請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/700/091700_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙当時、衆議院比例代表選出議員の選挙に関する公職選挙法(令和 4 年法律第 89 号による改正前のもの)13 条 2 項及び別表第 2、86 条の 2 並びに 95 条の 2 は憲法 14 条 1 項等に違反しない。

参照条文等:憲法 14 条、公職選挙法 13 条 2 項

【24】最大判令和 5 年 1 月 25 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ツ)第 130 号 選挙無効請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/708/091708_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和 4 年法律第 89 号による改正

前のもの)13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない

最大較差は1対2.304であったが、最高裁判所は、これまでの裁判例を踏襲の上、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるべき事情はうかがわれぬし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできぬと判断した。

参照条文等:憲法14条、公職選挙法13条1項

【25】最大判令和5年1月25日 裁判所 HP

令和4年(行ツ)第103号、第98号、第104号、第116号、第122号、第128号、第132号 選挙無効請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/707/091707_hanrei.pdf

令和3年10月31日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和4年法律第89号による改正前のもの)13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。

最大較差は1対2.304であったが、最高裁判所は、これまでの裁判例を踏襲の上、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるべき事情はうかがわれぬし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできぬと判断した。

参照条文等:憲法14条、公職選挙法13条1項

【26】東京地判令和3年9月21日 判例時報2539号19頁

平成30年(行ウ)第453号 固定資産税都市計画税賦課処分取消請求事件(認容(控訴<控訴棄却>確定))

本件は、本件不動産の所有者でバハイ教の宗教法人であるXが、処分行政庁から本件不動産の一部(管理人室等及びその敷地相当部分)について固定資産税等の各賦課決定処分を受けたことから、本件課税部分は、地方税法348条2項3号及び702条の2第2項の適用対象である「境内建物」及び「境内地」に当たり非課税である旨主張し、Y(東京都)を相手に、処分の取消しを求めた事案である。

本判決は、「境内建物」該当性につき、宗教法人法3条1号が、宗教活動に直接用いられる場所のみならず、住職・牧師等が起居する建物や宗教法人の組織運営事務を行うための建物も含めているのは、これらが宗教法人の目的を達成するために通常必要であり、同法の各種規律にかからせるべきものであるためと解されるとし、本件において、バハイ教の宗教的活動が円滑に行われるために管理人を配置して本件建物を常に開放する等の業務を行わせることが必要であること、管理人が通って業務を行うことは多大な困難を伴い、本件建物に起居させる必要があること等から本件管理人室は「境内建物」に該当し、本件処分は違法であるとして処分を取り消した。

参照条文等:地方税法348条2項3号、702条の2第2項、宗教法人法3条

(紹介済み判例)

最二決令和2年8月24日 判例時報2539号93頁

平成30年(あ)第728号 殺人被告事件(上告棄却)

→法務速報233号19番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/649/089649_hanrei.pdf

東京高決令和3年4月15日 判例時報2539号36頁

令和3年(ラ)第646号 審判前の保全処分(遺産分割)申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

→法務速報第261号17番にて紹介済み

東京地判令和3年6月10日 判例タイムズ1503号154頁

平成 30年(ワ)第 15327 号 差止請求事件(一部認容、控訴)

→法務速報 254 号 27 番にて紹介済み

広島地判令和 3 年 7 月 28 日 判例タイムズ 1503 号 143 頁

平成 31 年(ワ)第 399 号(第 1 事件)、令和元年(ワ)第 1070号(第 2 事件) 損害賠償請求事件(請求棄却、控訴(後和解))

→法務速報 259 号 3 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/745/090745_hanrei.pdf

大阪高決令和 3 年 12 月 22 日 判例時報 2538 号 22 頁

令和 3 年(ラ)第 580号 訴訟代理人による訴訟行為の排除を求める申立却下決定に対する抗告事件(取消(許可抗告)破棄自判)

→法務速報 252 号 20番にて紹介済み

最三小判令和 4 年 4 月 12 日 金法 2202 号 82 頁

令和 3 年(受)第 919 号 共有持分権確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報 252 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/095/091095_hanrei.pdf

最一判令和 4 年 4 月 21 日 判例時報 2539 号 12 頁

令和 2 年(行ヒ)第 303 号 法人税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 253 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/112/091112_hanrei.pdf

最三判令和 4 年 5 月 17 日 判例時報 2539 号 5 頁

令和 2 年(行ヒ)第 340号・第 341 号 行政文書不開示処分取消請求事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)

→法務速報 253 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/176/091176_hanrei.pdf

最三決令和 4 年 6 月 21 日 判例タイムズ 1503 号 21 頁

令和 3 年(許)第 8 号 間接強制決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 255 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/264/091264_hanrei.pdf

最一決令和 4 年 6 月 27 日 判例タイムズ 1503 号 17 頁

令和 4 年(許)第 3 号 訴訟代理人による訴訟行為の排除を求める申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 255 号 24 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/275/091275_hanrei.pdf

2. 令和5年(2023年)2月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

第一東京弁護士会第一倶楽部／編 第一法規 480頁 4,510円★
実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 不動産編

荒井総合法律事務所／編 青林書院 312頁 4,840円
最新青林法律相談 45 近隣紛争の法律相談

吉村信一／著 税務経理協会 288頁 2,860円
死後事務委任契約の実務(第3版) 士業のための「おひとりさま終活業務」の手引き

堀田陽平 亀田康次 宇賀神崇／著 商事法務 304頁 3,850円
副業・兼業の実務上の問題点と対応

4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

山下真弘 飯島奈絵／編著 第一法規 301頁 3,960円
米・中・東南アジアとの取引を中心に理解する 弁護士として知っておきたい国際企業法務★

大口裕司／著 中央経済社 255頁 4,180円
Q&A 海事・物流・貿易の契約実務と危機管理
基本実務から運送契約、傭船契約、船荷証券、海難事故対応までトータルカバー

磯谷文明 山崎 新／編著 新日本法規 300頁 3,960円
DV・児童虐待事件処理マニュアル

井口 博／著 新日本法規 176 頁 2,530円

Q&A 医療機関・介護施設におけるハラスメント対策 現場対応のポイント

法曹有資格者自治体法務研究会／編著 第一法規 366 頁 3,850円

選挙管理委員会の業務にまつわる法律問題Q&A

田辺総合法律事務所 弁護士法人色川法律事務所／編 新日本法規 351 頁 6,160円

Q&A民事保全・執行 実務の勘どころ 110 申立てから事件終了まで

5. 発刊書籍＜解説＞

「実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 不動産編」

不動産の住居表示や登記情報、不動産価格、権利関係の調査から、不動産決済場面の注意点、担保、共有など、不動産に関する幅広い論点につき、失敗談も交えて初心者にも分かりやすく解説されている有用な本である。

「米・中・東南アジアとの取引を中心に理解する 弁護士として知っておきたい国際企業法務」

アメリカ、中国、シンガポール、タイについて、国際ビジネス契約の基礎知識やチェックポイント、各国の法制度・紛争解決手段の概要など、国際企業法務について一通りを学ぶことができる。コンパクトに解説されており便利な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。